

解体工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（施工体制）

解体工事における自社保有の重機が適切に使用されることを評価するため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直したい。

1 現状と課題

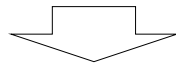
- 平成 30 年 8 月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において、「解体工事のうち、自社保有の解体用重機の実績」を加點評価する取組を開始
- 県発注の解体工事においては、解体用重機バックホウのバケツ容量 0.28m^3 以上の保有者に加點しているが、実際の解体工事に必要なもの（ 0.5m^3 以上）と乖離
- また、解体用重機に取り付けるアタッチメントについては、解体する建築物の構造により使い分ける必要がある（RC 造にはコンクリート圧碎機又は鉄骨造には鉄骨切断機等）が、現況は、構造に関係なくどちらかのアタッチメントが現場にあれば加點している状況
- 実状に適した解体用重機バックホウのバケツ容量及びその重機に取り付けるアタッチメントに対して加點するため、見直しが必要

2 見直し内容

- 総合評価落札方式（工事成績等簡易型）における「解体工事を自社保有の解体用重機の実績」の施工体制の評価項目を下記のとおり見直す

（現行）

解体用重機バックホウ（新 JIS 規格バケツ容量 **0.28m^3 以上**）及び解体用重機に取り付ける解体用アタッチメントの**圧碎機又は切断機**で対象工事の規模等により加點条件を設定することができる。



（見直し案）

解体用重機バックホウ（新 JIS 規格バケツ容量 **0.5m^3 以上**）及び解体用重機に取り付ける解体用アタッチメントの**大割圧碎機（鉄骨造の場合は鉄骨切断機）**で対象工事の規模等により加點条件を設定することができる。

3 実施時期

令和 8 年 5 月の入札公告案件からの適用を予定